会議議事録 (要旨)

	記録者 課長補佐 稲垣 章一
教 育 長	教育 講導 育部長 書 長長 長 ## 長
件 名	令和4年度第2回龍ケ崎市いじめ問題対策連絡協議会
年月日	令和5年3月16日(木)
時 間	14時00分から15時30分
場所	龍ケ崎市教育センター 2階大研修室
出席者	委員(13名) 小倉聡、松谷真一、海老原大輔、黒岡宏之、平出恵美子、和歌森将城、岩瀬俊輔、 大野孝男、名島教育総務課長、本橋指導課長、国松文化生涯学習課長、蔭山子ども 家庭課長、黒澤学校教育相談員 市教育委員会(4名) 大古教育長、中村教育部長、稲垣課長補佐 山中課長補佐
欠席者	藤枝洋明、岡澤幸代、戸澤淳子、千葉幸子
内 容 山中補佐	本日の進行を務めます山中です。よろしくお願いします。 開会に先立ちまして本日の資料を確認させていただきます。 (配付資料の確認) この後、会議中の写真を撮らせていただきますのでご了承ください。 会議終了は15時30分を予定しています。よろしくお願いいたします。 それでは、令和4年度第2回龍ケ崎市いじめ問題対策連絡協議会を開会します。 大古教育長がご挨拶を申し上げます
大 方 長	あらためましてこんにちは。本日はお忙しい中、本会に参加いただきありがとうございます。令和4年度もあと1週間程度となったところですが、コロナ禍でも子どもたちの学びを止めないということで、感染症対策をとりながら、従来の活動をできる限り実施の方向で、校長会の先生方を中心に各学校で取り組んでいただいているところです。感染した児童生徒もいますが、その子たちに対し、いじめが発生するようなことも予想されましたが、問題なく生活が送ることができていると申し上げられると思います。さて本日は、市内小中学校のいじめ認知の現状について、また、未然防止や早期発見、早期対応の状況について協議したり、意見交換をしたいと思います。日々の生活を丁寧に観察し、小さな発見やつぶやきを逃さず拾うことが大切であり、そこで感じた違和感をそのままにせず、教育相談等行っていくことが、早期発見、早期対応につながると思います。また、それ以前にいじめを絶対許さないという強い気持ちを育てていくことも大切であると考えています。
	っているところであります。危機感をもって今後対策を講じていかなくてはいけない、問題と認識しています。本日のいじめ問題対策連絡協議会の委員の皆様には忌

憚のないご意見をいただければと願っています。短い時間ではありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

山中補佐

ありがとうございました。

それでは早速協議にうつります。ここからは、会長の小倉委員に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

小倉委員

議長の小倉でございます。協議の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。本日は、まず、『市内児童生徒のいじめの状況』等について教育センターから説明していただき、それらを踏まえて協議を行いたいと思います。それでは、教育センターから説明をお願いします。

稲垣補佐

よろしくお願いいたします。

それではスクリーンをご覧ください。本市のいじめ問題の現状や対応について、「本市児童生徒のいじめの現状」、「いじめの定義・積極的な認知とは」、「教育センターのいじめ問題への取組」、「各校の組織的な対応」の順に、ご説明いたします。 はじめに、「本市児童生徒のいじめの現状」についてです。

今日、児童生徒を取り巻く状況としては、いじめや不登校など生徒指導上の課題や発達上の課題のほか、家庭における児童虐待や SNS 等インターネットを介したトラブルの増加といった、児童生徒を取り巻く環境の課題など、多様で複雑、かつ深刻なものとなっています。

これは、文部科学省「児童生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」、令和3年度の「いじめの認知件数の推移」です。令和元年度 612,496 件、令和2年度 517,163 件、令和3年度 615,351 件となっています。資料1とスクリーンをご覧ください。

本市では、令和元年度、小学校 89 件、中学校 104 件、令和 2 年度、小学校 117 件、中学校 73 件、令和 3 年度、小学校 113 件、中学校 92 件、そして今年度は小学校 202 件、中学校 117 件と各校の積極的な認知により、昨年度よりも小学校でプラス 89 件、中学校でプラス 25 件となっています。

その解消につきましては、資料下段の囲みの中「2 いじめ解消について」にあるように、「①3カ月いじめの行為がみられないか、経過を見る」「②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない」という定義に沿っています。令和3年度においては、小中205件のうち、198件は年度内に解消しております。年度内に解消できなかった件としては、令和4年2月現在で、小学校3件、中学校が4件が継続して経過観察を行っています。7件いずれもいじめの行為は見られず、当該児童生徒たちは落ち着いて学校生活を送っていますが、被害児童生徒と保護者がともに、完全に不安が消え、安心して学校生活を送ることができるよう、学校が継続して見守りを行っている事案です。今年度においては、小中で319件のうち、237件は解消しています。小学校で65件、中学校で17件については、行為は見られないものの経過観察を送っています。

重大事態につきましては、昨年度、そして今年度も0件です。

スクリーンは、本市のいじめの態様です。

いじめの態様につきましては、小学校では「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」127件で最も多く、次に「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」が94件、続いて「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が61件となっています。

中学校では「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」77件ンで最も多く、次に「パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる」と「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」が26件と

なっています。

いじめの認知件数の学年別内訳を見ると、中学1年生で最多となっています。 いじめの発見のきっかけにつきましては、小学校では被害児童保護者からの訴えが 82件、本人からの訴えが44件、学級担任による発見が41件と多く、中学校では本 人からの訴えが50件、学級担任以外の教職員の発見が28件と多くなっています。 いじめの事案につきましては、各学校から毎月教育センターに報告されておりま す。教育センターは、報告された事案について、学校や関係機関等との連携を密に しながら、早期解決のためのコーディネーター役として学校への指導・助言に努め ています。

各学校には、「積極的な認知」をするようお願いをしております。ここで改めて、「いじめの定義」について確認をしたいと思います。いじめ防止対策推進法により、いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または、物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されています。

まとめると、この4点でいじめは定義されるのですが、現在全国では「いじめ『認知力』に学校間格差がある」ということが課題となっており、本市でも同様に課題として捉えています。「いじめ『認知力』に学校間格差がある」とは定義に従って、積極的に認知することで、いじめ未然防止につなげていこうとする学校がある一方で、いじめと認知せず、組織で対応していなかったり、解消に向けた適切な対策がとられなかったりしている学校があるのではないかということです。

ではここで、「いじめ『認知力』チェック」を皆さんにもやってもらいたいと思います。「いじめ『認知力』チェック」シートを配付いたしますので、いじめの定義に沿って、正しいものには○を、正しくないものには×を記入してみてください。5分ほど時間をとります。

さて、それではお近くの方々と回答を見合いながら迷ったところや、判断が難しい と感じたところを話し合ってみてください。

(各自で認知力チェックを行った後、協議を行う。)

ありがとうございました。いじめ防止対策推進法の定義に従うと、正解はこうなります。いかがでしたか。

このチェックを生徒指導連絡会においても、各校の生徒指導主事を対象に実施しました。初期段階のいじめであっても、あるいは1回限りのいじめであっても、学校が組織としていじめを認知し、必要に応じて指導し、見守り、解決につなげることが重要であることを確認しました。

児童生徒への6年間のいじめの追跡調査からは「仲間外れ、無視、陰口」をされた 経験があると回答した児童も、した経験があると回答した児童生徒も約9割となっ ています。つまり、いじめは全ての児童生徒に関係する問題であり、どの学校でも どの子どもにも起こり得るものということを教職員一人一人が十分に認識するこ とが必要です。

だからこそ、いじめの「認知力」の学校間格差をなくしていかなければなりません。 生徒指導連絡会においては、各校の生徒指導主事に「いじめの認知」について次の ように説明しました。

スクリーンをご覧ください。「車を運転していて、遠くに何か見えた。木かもしれない。人かもしれない。その人が渡るかもしれない。これが「認知」である。認知したから、ブレーキを踏む。よく観察をする。結果は、人だった。人ではなかった。

これはどちらでもいい。いじめも同じで、寄り添ったら、それが認知である。」という説明をしました。

冒頭で、本市のいじめ認知件数について昨年度より増えているというお話をしましたが、これについては平成27年8月17日付児童生徒課長通知において、「いじめの認知件数が多い学校について『いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている』と極めて肯定的に評価する」とあったように、本市でも児童生徒を多くの目で日々丁寧に見取っている学校が多くなっていると考えています。引き続き、各学校には積極的ないじめの認知を行っていくよう、指導・助言してまいります。

次に「教育センターの取組」について、ご説明いたします。資料2をご覧ください。 まず、相談事業です。教育相談員による来所、電話、メール等による相談、合計3,073 回のうち、いじめに関する相談は今年度ありませんでした。

続いてSNS相談アプリ「STANDBY」への相談 45 件のうち、いじめに関する相談は1件ありました。この件については、生徒本人の心に寄り添ったやりとりを繰り返しながら、生徒本人が龍の子さわやか相談員に自分から相談するようにつなぐことができました。龍の子さわやか相談員と学校との連携により、加害生徒への指導、被害生徒の心のケアや日々の見守り等を現在も継続して行っているところです。

次に、心と身体の健康相談アプリ「シャボテンログ」ですが、今年度より、市内全 小中学校での導入を校長会を通して依頼し、活用しています。

児童生徒は、毎日心と体の状態を入力するだけですが、スクリーンの画面のように その心と体の変化がグラフ化されます。

その変化から声色や表情等だけでは分からなかった児童生徒の不安や悩み等に学級担任等が早期に気付き、声かけや教育相談等の適切な対応をすることができたという事案が多くあります。児童生徒の入力状況を、龍の子さわやか相談員やSCと共有する等している学校も多く、相談体制の充実に一役かっています。 続いて、啓発事業です。

まず、「脱いじめ傍観者」教育、「SOSの出し方に関する教育」を外部講師を招聘 して、市内全中学校の中学1年生を対象に実施しました。

2つ目に、県スクールロイヤーによるいじめ予防に関する出前授業を今年度は長山中学校と久保台小学校で行いました。資料には、児童生徒の感想を記載しております。弁護士という立場の方からの法に基づいた講話は、児童生徒に改めて「いじめはどんな理由があっても許されるものではない」ということを考えさせることができたと思います。

3つ目に、生徒指導連絡会の開催です。生徒指導連絡会では、いじめについて特に、 先ほど皆様にも実際に「認知力」チェックをやっていただきましたが、「教職員の いじめ『認知力』の向上」、そして、「組織で対応することの意識強化」さらに、「各 校のいじめ防止基本方針の見直し」について研修をしてきました。

続いて資料3をご覧ください。資料3は各小中学校の「いじめ未然防止を目指した 組織的な対応・取組について」です。

各小中学校とも、設問1、2にある「教職員1人1人が、いじめの法的定義を理解し、児童生徒からの訴えを1人で抱え込んだり、隠したりせずに、組織で対応できるようにしているか」については、「年度はじめの職員会議や校内研修等を通して、共通理解を図っていること」「アンケートや面談で得た情報等を、生徒指導主事を中心に報告し合っていること」等が挙げられています。各校におけるいじめ防止基本方針を、教職員だけでなく、児童生徒・そして保護者にも周知すること、特に、重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、いじ

め防止対策推進法第23条第6項に基づき、学校は警察に相談・通報を行わなければならないことを理解してもらうこと等が必要であると考えます。

また、設問4、7にある「いじめの未然防止や早期発見や相談体制の充実」については、定期的なアンケート調査だけでなく、STANDBYやシャボテンログを活用して、児童生徒のささいな心の変化やSOSのサイン等を見逃さないよう努めているところです。

更に、設問5にある道徳や学級活動の時間に、いじめにかかわる問題を取り上げ、計画的・継続的に指導するとともに、設問6のような児童会・生徒会等が主体となって、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを一層進めていくことが重要であると考えます。

令和4年12月に、12年ぶりに生徒指導提要が改訂されました。生徒指導を行う上では、児童の権利に関する条約、こども基本法等を理解することが重要なポイントとなっています。学校においては「法」や「通知」等を踏まえて指導すること、そして、教職員の抱え込みをなくし「組織」で対応することで、引き続きいじめの未然防止、早期発見・早期解決に努めていきたいと思います。

以上、本市の児童生徒のいじめ問題の現状及び対応について説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

小倉委員

ご説明ありがとうございました。ただ今の説明についてご質問等ございましたらお願いします。それでは、影山さんお願いします。

影山委員

細かいところなのですが、このSTANDBYの利用登録件数はどのくらいでしょうか。

稲垣補佐

登録者に関しましては、市内の中学校を対象に行っていまして、令和5年2月現在で854件の登録となっています。

小倉委員

よろしいですか。他にございますか。

では、ないようですので、次に市内小中学校のいじめの未然防止を目指した組織的な対応、取組についてグループで協議したいと思います。事務局よりグループ協議について説明お願いします。

それでは、資料3市内小中学校いじめ未然防止を目指した組織的な対応・取組についてをご覧ください。

本日は、この資料をもとに各校のいじめ問題の取組について4人グループを作っていただき、協議していただきたいと思います。時間は15分とします。協議終了後に各グループからご意見・感想等を発表していただきたいと思いますので、発表の方を決めていただければと思います。

それでは、これより2時45分まで約15分間をグループ協議の時間とします。委員の皆様、それぞれのグループでの協議をお願いします。

(各自グループによる協議を行う)

小倉委員

それでは、協議も活発に進んでいるかと思いますが、時間になりましたので、そろそろ協議を終了してください。事務局からこの後の進め方について説明お願いいま

す。

(事務局でこの後の進め方について説明を行う)

小倉委員

お時間になりましたので、グループで話し合った、いじめ未然防止を目指した組織的な対応・取組についてこちらのグループからお願いします。

平出委員

このグループでは、3つのことについて話し合いました。感想になります。

1つ目は、どこの学校でも研修をしっかり行っていることが伝わってきました。ただ受け身の研修ですと、頭に残らずに「やりました」ということだけになってしまうので、グループ協議を入れたりして自分で考える研修を入れることで、先生方が1人1人確認していくことがいいのではないかという意見が出ました。

2つ目は、ICTが進んでいるということです。STANDBYだったり、シャボテンログだったり、月に1回のアンケートもGoogleformで行ったりと効率的に効果的に活用していると思いました。

3つ目は、管理職の先生方が、早期解決を目指してチームで対応してくれてると感じます。一昔前は、自分の学級でいじめが起きたら、何とかして自分だけで解決しようという雰囲気があったと思うのですが、ここ最近そういうことが全くなくて、早めに報告することで、チームで対応して早期に解決するということが先生方が身に付いてきたのではないかと思います。

海老澤委員

この班は、教職員1人1人がどのようにいじめの定義を理解し、いじめを見つける目を養っていくかという点で話し合いをしました。

資料では、年度当初にホームページをアップしたり、会議などで共通理解を図るなどありますが、それだけでは、なかなか定着しないこともあるということで、先ほども教員間いじめ認知の格差があるということで、その格差をどのようになくしていけばよいかという点で話し合いをしました。

例えば、12月に改訂した生徒指導提要がありますが、生徒指導主事に読み込んでいただき学校内に発信をしていったり、校務支援システム等使って効果的にひろめて共通理解を図るといった話が出たり、また、いじめ防止基本方針が各学校のホームページにアップされていると思いますが、定期的に見直しをして改善していくことが必要だという話が出たりしました。

あと、いじめ認知が悪いことではなくて、いじめを見つけるという点で適切であるという捉えを教職員間で認識させて、どんどんいじめを見つけていって、解消率を上げていくということで、そのためには担任が1人で抱えるのではなくて連携して対応していくことが大事だという話が出ました。以上です。

小倉委員

どうもありがとうございました。

名島委員

私たちが話し合って思ったことは、各学校で本当にいじめに対する取組をされていて、いじめ被害にあって、養護教諭が話を聞くといった事例があったのですが、いろいろな先生が話を聞くこともあると思いますが、信頼できる先生が話を聞いた方がいいと思いました。児童もなかなか心を開かないということがあると思うので、信頼できる担当を決めて、その担当が話を聞くのがよいと思いました。あと、低学年は「〇〇ちゃんにいじめられた。」と自分からやられたことを伝えられますが、学年が上がるとなかなか言わなくなってくるので、高学年はどのようにいじめの事実を吸い上げるのかが課題だと思いました。最近では、SNSを使ったいじめも認知されていますが、先生方もなかなか把握できない実態があると思いますが、どのように児童から吸い上げていじめに対応するのかというのが課題だと思いました。

小倉委員	どうもありがとうございました。 では、最後よろしくお願いします。
中村委員	私どもの班では、先ほどのICTが大分進んでいるということで、今後もスクリレですとか、STANDBYですとか、そういったものを活用していただくこと、それ以外でも、外部からの情報が学校へ入るツールがあるといいのかなと思います。 1番は子どもが学校に楽しく行ける、保護者の目から見てもそうだと思いますが、いじめが起こらない学校づくりをしていただければ、いじめが減っていくといった話が出ました。以上です。
小倉委員	皆様から本当に貴重な意見を出していただけました。ありがとうございました。 組織の中の人と人を繋いでいくのは、私はいつも報連相だと思っています。報連相 がスムーズですと組織力が高まっていくと感じていますので、先ほど生徒指導主事 の先生から話がありましたが、立場の人だけが知っているというのが結構多いので、その辺をみんなで共有していただくということをやっていただければありがたいです。貴重な意見ありがとうございました。では、その意見に対して、事務局から何かございますでしょうか。
稲 垣 補 佐	はい、委員の皆様から出されたご意見に関しましては、4月に開催される令和5年度、第1回生徒指導連絡会において報告させていただきます。学校間格差なく市内小中学校間において積極的な認知をしていくとともに、いじめの未然防止に向けて人権教育、SOSの出し方教育を計画的、継続的に行えるよう指導助言をしていきたいと思います。
小倉委員	本日の協議事項は以上でございます。円滑な運営にご協力いただきありがとうございました。これをもちまして議長の任を解かしていただきます。
山中補佐	小倉議長ありがとうございました。これまでのことで何かございますでしょうか。
岩瀬委員	茨城ポリスというアプリについて紹介
山中補佐	それでは、中村教育部長より閉会の言葉をいただきたいと思います。
中村委員 要措置事項	長時間にわたりご協力いただきまして、活発なご意見、意見交換していただきましてありがとうございました。私個人的には早期発見、早期対応するということが非常に重要だと思っています。今後とも皆様におかれましては、いじめ問題に対し、引き続きご理解とご協力を申し上げまして、本日の第2回いじめ問題対策連絡協議会を閉会したいと思います。
	公 開 部分公開
情報公開	非公開
情報公開	公 開 部分公開 非 公 開
情報公開	公 開 部分公開 非 公 開非公開(一部非公開を含 む)とする理由(龍ケ崎市情報公開条例 第9条 号該当)